

第 3 号（令和 8 年 3 月 1 8 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和 8 年 3 月 井手町議会（定例会）会議録（第 3 号）

招集年月日

令和 8 年 3 月 1 8 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 8 年 3 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 8 年 3 月 1 8 日 午前 1 1 時 2 1 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄			

不応招議員

な し

出席議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄			

欠席議員

な し

会議録署名議員の氏名

2 番	谷田	健治	7 番	脇本	尚憲
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森田	肇	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	小谷	光幸	議 会 書 記	横田	雄大

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

教 育 長	中 田 邦 和
参 与	片 岡 美 佳
理事兼住民福祉課長事務取扱	花 木 秀 章
理事兼こども家庭センター所長事務取扱	堀 忍
安心・安全推進課長	菱 本 嘉 昭
会計管理者・会計課長兼務	岩 村 恭 子
高 齢 福 祉 課 長 ・ 地域包括支援センター所長兼務	坂 井 幸 一 郎
建 設 課 長	辻 井 祐 介
上 下 水 道 課 長	仁 木 崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	林 田 夕 加
学校給食センター所長	梶 田 篤 志
学 校 教 育 課 参 事	北 川 拓 男

参 与	山 之 江 亨
理事兼学校教育課長事務取扱	木 村 恵 理
理事兼税務課長事務取扱	木 田 ゆ かり
総 務 課 長	平 間 克 則
企 画 財 政 課 長	高 江 裕 之
保 健 医 療 課 長	中 谷 誠
保健センター所長	畑 中 博 之
産 業 環 境 課 長	奥 山 英 高
同和・人権政策課長	西 島 豊 広
社 会 教 育 課 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	寺 井 佳 孝
企 画 財 政 課 参 事	吉 岡 正 博

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和 8 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 3 号〕

令和 8 年 3 月 1 8 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1 号 井手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 3 議案第 10 号 井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第 11 号 井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 議案第 12 号 井手町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第 13 号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 31 号 令和 7 年度井手町一般会計補正予算（第 8 回）
- 第 8 議案第 22 号 令和 8 年度井手町一般会計予算
- 第 9 議案第 23 号 令和 8 年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第 10 議案第 24 号 令和 8 年度井手町水道事業会計予算
- 第 11 議案第 25 号 令和 8 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第 12 議案第 26 号 令和 8 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 13 議案第 27 号 令和 8 年度井手町介護保険特別会計予算
- 第 14 議案第 28 号 令和 8 年度井手町下水道事業会計予算
- 第 15 議案第 29 号 令和 8 年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第 16 発委第 1 号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 17 発議第 1 号 非核三原則の堅持を求める意見書
- 第 18 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和8年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

町長より、議案第31号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第8回）
が追加提案として提出されております。

また、小割直彦議員より、発議第1号、非核三原則の堅持を求める意見書
が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。

なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、谷田健治
議員、7番、脇本尚憲議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ
る場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、議案第1号、井手町特定乳児等通園支援事業の運営に関
する基準を定める条例制定の件を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏産業厚生常任委員会委員長。

3番（鎌田隆宏） ただいま議題となっております議案第1号、井手町特定
乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、
産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたしま
す。

本委員会は3月13日に招集し、4名の委員出席の下、町長並びに関係者
の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主
な内容についてご報告申し上げます。

まず、委員からの制度概要、目的についての質疑には、令和8年4月から、
全国全ての自治体で実施され、親の就労を問わず、ゼロ歳6か月から満3歳
未満の保育所などに通っていない子どもが、月に一定の時間、保育所などの
施設を利用できるという新たな給付制度で、保護者の孤立感や不安感の解消、
育児負担の軽減などを図ることで、全ての子どもの良質な成育環境を整備、

支援することが目的との答弁がありました。

また、事業を利用するメリットについての質疑には、子どもは家族以外の大人や同じ年齢の子どもたちと関わる機会を得られ、いろいろな経験をすることで、社会情緒的な発達を支えることができる。保護者は、保育士と関わることで安心するとともに、子どもの成長の過程や発達の現状を客観的に捉えることができ、親としても成長につながるとの答弁がありました。

また、条例に「特定」という言葉がついているが、12月定例会で審議した条例との違いはとの質疑には、事業実施に当たり、事業所から市町村に申出があり、要件の確認が通った時点で国からの給付を受けることができる。その事業所を特定という言葉で表しているとの答弁がありました。

次に、討論においては、この制度には、事業・制度そのものが抱えている問題があり、子どもを一番大切にしなければならないという視点が欠けている。このような安易な制度は疑問で、受入れ側の保育現場にとって低過ぎる条件設定での実施や一時預かり事業との類似性や整合性の問題など、今求められているのは、保育士の処遇改善とともに、配置基準を抜本的に拡充し、全ての子どもたちに質の高い保育を保障する施策を積極的に推進することとの反対討論がありました。

最後に、採決を行った結果、議案第1号、井手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

議長（奥田俊夫）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　議案第1号、井手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について、反対の立場で討論をいたします。

特定乳児等通園支援事業の実施に当たっては、井手町乳児等通園支援事業

の設備及び運営に関する基準を定める条例により、事業実施の許可を受け、さらに国の給付の対象であることを明確化するため、同様に、自治体が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準により確認を受ける必要があります。本条例は、この確認を行うため、国が定める基準に基づき、乳児等通園支援事業の具体的な運営に関する基準を定めるものです。昨年１２月の井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定に対する反対討論において、私はこども誰でも通園制度について、次のような問題点を述べました。

まず１点目に、こども誰でも通園制度総合システムなど事業制度そのものが抱える問題点が幾つかあること。

２点目に、保育施設に生後６か月から３歳未満の未就園の乳幼児が入ってくるなど、子どもの発達段階を一番大切にしなければならない視点が欠けていること。

３点目に、受け入れる側の保育現場にとって低過ぎる条件設定で実施されること。

４点目に、現在各園で実施されている一時預かり事業と類似性や整合性の問題があることなど、これらの問題点を指摘いたしました。

こども誰でも通園制度については、懸念されている問題が数多くある中で、この４月から本格実施されようとしています。今求められているのは保育士の処遇の改善、配置基準の抜本的拡充、全ての子どもたちに質の高い保育を保障する施策等を積極的に推進することです。

昨年、井手町で年度途中に移住された方で、ゼロ歳児保育への入園を希望された方が、定員いっぱいに入園できなかったという例を伺っております。希望者全員が入園できるようにすることが、保育行政の本来あるべき姿です。その点も指摘いたしまして、議案第１号、井手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について反対いたします。

以上で討論を終わります。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第１号、井手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第10号、井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 奥山産業環境課長。

産業環境課長(奥山英高) それでは、議案第10号、井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例が参照する当該法律の条番号が改正されることなどにより、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数3025、第2条(定義)の規定でありまして、参照する法律の表記に合わせる文言の整備であります。

続きまして、例規ページ数3025の2、第11条(一般廃棄物の処理手数料)の規定でありまして、処分規定の明確化に伴う文言の整備であります。

続きまして、例規ページ数3025の2、第12条(特定家庭用機器廃棄物及び使用済指定再資源化製品廃棄物の処理手数料)の規定でありまして、資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条文の整備であります。

次のページに参りまして、例規ページ数3025の2、第13条(手数料の減免)の規定でございまして、減免規定の明確化に伴う文言の整備であります。

1 ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 10 号、井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 10 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 11 号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第 11 号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和 8 年度の介護保険料の算定に当たり、令和 7 年度税制改正による最低保障額が 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げられたものとなる給与所得控除の見直しの影響により、収入自体は変わらないが、段階が変わり得る第 1 号被保険者については、当該見直し前と同様の判定となるよう、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料率の算定に関する合計所得金額の算定方法の特例を設けるほか、この特例

が適用される方のうち、令和7年度住民税非課税者について、令和8年度に限り保険料の減免に関する特例を規定するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、5ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

今回、附則に新たに3条を加えるものであります。

第9条(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)の規定でありまして、介護保険法施行令の一部改正に伴う条文の整備でございまして、給与収入等の給与収入額が55万1,000円以上190万円未満である、介護保険料及び住民税の賦課期日において本町に住所を有する第1号被保険者について、介護保険料の算定に用いる合計所得金額に関しまして、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で計算した場合と同じ算定となるよう、算定方法を規定する条文の整備であります。

次に、9ページをご覧ください。第10条(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)の規定でありまして、介護保険法施行令の一部改正に伴う条文の整備でございまして、介護保険料及び住民税の賦課期日において本町に住所を有する第1号被保険者及びその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、令和8年度の住民税の非課税者のうち令和8年度の介護保険料の算定に当たっては、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で令和7年分の給与所得の金額を算定した場合に、非課税者の基準に達しない方については、令和8年度の介護保険料の算定に当たっては、令和8年度の住民税が課税されている者としてみなす規定とするための条文の整備であります。

次に、11ページをご覧ください。こちら、11ページの下部分から12ページにかけて記載しております第11条(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)の規定でありまして、令和8年度の減免に伴う条文の整備でございまして、令和8年度の介護保険料率の算定に特例が適用される給与収入などが55万1,000円以上190万円未満の方については、今回新たに改正します附則第9条及び第10条、そして介護保険法施行令の改正の対象となる方のうち、令和7年度に住民税が非課税であった第1号被保険者またはその属する世帯の世帯員に関しましては、令和7年度の税制改正により、税制上、住民税が非課税になる範囲での就労収入が増えた場合で

あって、令和８年度の介護保険料率の算定に当たっては、先ほどの改正提案させていただきました附則第９条及び第１０条の規定によりまして、令和７年度の税制改正前の給与所得控除の基準で、令和８年度の介護保険料を算定いたしますので、そういったことで住民税課税者としてみなされることが考えられ、そういった方に関しましては、意図せず介護保険料が増額されてしまうことが見込まれますので、その第１号被保険者の令和８年度分の介護保険料の減免について第１項において減免に関しまして、第２項で減免後の保険料の額、第３項でその減免に係る申請方法について規定する条文の整備であります。

それでは、４ページにお戻りください。附則であります。この条例は、令和８年４月１日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

２番（谷田健治）　ずっと聞いていまして、非常に分かりにくいといいますが、だからこういうふうにするんですけれども、住民の方の立場からいいますと、こういう理解でいいですか。給与所得控除の最低保障額が、国の方で５５万円だったのが５６万円に引き上げられたと。介護保険料はこれの影響を受けるわけです。令和７年度と令和８年度で、ある人が同じ収入であっても、令和７年度より令和８年度の方が低い所得になる方が出てきますよね。これ、控除を受けた後で１０万円ですよ。そうすると、その方の介護保険料は所得によって決めるわけですから、減るという方が出てくると。そうすると、町に本来入ってくると思っていた介護保険料が少なく入ってくるということですよ。だから、これを何とかしたいということで、この条例を提案しておられると思うんです。そうすると、例えば、段階を書いている紙があるではないですか、各家庭に配られている。あれで、令和７年度までの金額より本来なら安くないといけないのに、令和７年度の基準であなたからは介護保険料を取られる人も出てくるということでしょうか。その点について伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 今回の議員おっしゃられたとおりに、今回の改正につきましては、税制改正により、特に今回の改正は給与収入のある方が対象となりますが、給与収入がある方で、同じ収入でありながら、控除が10万円増えることによって、介護保険料の段階が下がって、そういった意図しない改正により、介護保険財政に影響を与えるということで、国の方が施行令を改正しまして、それに伴って町の方でも介護保険条例を改正するものです。

そうなる形になりますので、令和7年度で、例えば課税であったら、6段階の方が、税制改正による給与所得控除の見直しにより、住民税は非課税となりますので、そういった方は、何も改正しない条例でしたら3段階という形になるんですけれども、今回は3段階ではなくて、収入が変わらないので6段階のままの計算とするための条例改正です。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） そうすると、そういう方がおられるということだと思います。本来なら私は、所得が減ったから介護保険料は安くなると思っていたのに、いや違うと。今年は特例で、あなたは去年のままだという方が出てくるわけですね、この条例では。そういう方が何人ぐらい出てくると今試算されているのでしょうか。人数です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 全体の人数に関しましては、介護保険料の算定に関しては、合計所得金額でありましたり課税年金収入額で算定しますので、全体的な人数把握はシステム上できないんですけれども、現在想定しておりますのは、やはり6段階、本人課税の方が一番影響は出ると考えておまして、そういった方が現在、令和7年度当初賦課ベースで320名いらっしゃいますが、そのうちの20名ぐらいの方が、3段階ではなくて、令和8年度は6段階で賦課するようなことを想定しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） そうしたら、320 人のうち 20 人の方がそういうこと、この方は被保険者の賦課段階というんですか、そこに本来の方が異動するという、異動に当たる方という理解でよろしいんでしょうか。320 人全員ではないんですね。20 人だけということですね。分かりました。

そうしますと、町の方としては、介護保険料が下がるわけで、入ってくる収入が下がるふうに試算するわけですが、幾ら減少すると試算されていますか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 今回の改正につきましては、税制改正を受けてそのまま賦課した際は、影響を受けて減額になってしまうんですけれども、その減額となることを遮断するためにこういった改正をして元に戻すようなことを考えておりますので、実際の影響は理屈上ない状態にはなるんですけれども、国の試算の方では、大体、税制改正によるこの対応をしなかった場合は、保険料の 1 % ぐらい影響が出ると粗い数字を出しておりますので、実際に国の試算からすると 170 万円ぐらいの減額になってしまうので、それを影響出ないように今回改正して遮断するイメージです。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 今提案されております井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の立場で討論いたします。

この条例改正は、先ほど説明がありましたように、国が令和 7 年度の税制改正で、給与所得控除の最低保障額を 55 万円から 65 万円に引き上げたため、所得税だけでなく住民税も減額されると、国税ですので。それに伴い、

本来なら入るはずの介護保険料が下がらないように調整しようとするものだと思います。

それで、国の政策によって介護保険料の収入減が起きるのであれば、それは当然、国がその収入の補填措置を取るべきだと考えます。被保険者が本来下がるはずの介護保険料を前年どおり払わされることになる、この条例の改正には反対いたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 11 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 12 号、井手町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） それでは、議案第 12 号、井手町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件について、ご説明申し上げます。

井手町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、消防事務の委託により本町に適用される京田辺市火災予防条例において火災に関する注意報の発令が新設されることなどに伴い、本条例における火入れの中止の要件について所要の改正を行うものであります。

それでは、2 ページ新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数 3291 の 2、第 14 条（火入れの中止）の規定でありまして、火災に関する注意報の新設等に伴う改正であります。

1 ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 1 2 号、井手町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 1 2 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 1 3 号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） それでは、議案第 1 3 号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、本町非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等を改定するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、2 ページをご覧ください。

井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数 3 7 2 8、第 5 条（補償基礎額）の規定でありまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、補償基礎額の改定及び文言を改正する条文の整備であります。

続きまして、3 ページをご覧ください。例規ページ数 3 7 6 9 の 3、別表、補償基礎額表（第 5 条関係）でございまして、同じく非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により補償基礎額が改定されたことにより、それぞれの額を改めるものであります。

それでは、1 ページにお戻りください。附則であります。

第 1 項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 1 3 号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 1 3 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 3 1 号、令和 7 年度井手町一般会計補正予算（第 8 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第31号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第8回）につきましてご説明申し上げます。

令和7年度井手町一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,764万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは3ページをご覧ください。「第2表繰越明許費補正」でございます。

10款教育費、2項小学校費、事業名、多賀小学校外壁改修6,400万円。

次のページをご覧ください。「第3表地方債補正」でございます。

起債の目的、7目教育施設整備事業債、今回4,200万円を追加し、限度額を2億4,260万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額9億2,429万5,000円、補正額2,121万円、計9億4,550万5,000円であります。

20款繰越金、補正前の額1億3,956万5,000円、補正額79万円、計1億4,035万5,000円であります。

22款町債、補正前の額6億5,220万円、補正額4,200万円、計6億9,420万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額64億5,364万2,000円、補正額6,

４００万円、計６５億１，７６４万２，０００円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。１０款教育費、補正前の額７億４，７９３万３，０００円、補正額６，４００万円、計８億１，１９３万３，０００円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の２，１２１万円、地方債の４，２００万円、一般財源の７９万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額６４億５，３６４万２，０００円、補正額６，４００万円、計６５億１，７６４万２，０００円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の２，１２１万円、地方債の４，２００万円、一般財源の７９万円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、令和７年度井手町一般会計補正予算（第８回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、多賀小学校外壁改修、事業費６，４００万円、財源内訳としまして、国・府支出金の２，１２１万円、地方債の４，２００万円、一般財源の７９万円、事業の概要としまして、教室棟外壁改修であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 31 号、令和 7 年度井手町一般会計補正予算（第 8 回）を採決します。

議案第 31 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 22 号、令和 8 年度井手町一般会計予算から、日程第 15、議案第 29 号、令和 8 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄予算特別委員会委員長。

9 番（岡田久雄） ただいま議題となっております議案第 22 号、令和 8 年度井手町一般会計予算から議案第 29 号、令和 8 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 9 日の 3 月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、令和 8 年度の 8 件の当初予算が付託されたものであります。

本予算特別委員会は、3 月 11 日、16 日の 2 日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入るわけですが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、質疑並びに討論の終了後に本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第 22 号、令和 8 年度井手町一般会計予算、議案第 23 号、令和 8 年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第 26 号、令和 8 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 27 号、令和 8 年度井手町介護保険特別会計予算、この 4 議案は、いずれも賛成多数をもちまして原案のとおり可決す

べきものと決し、議案第 24 号、令和 8 年度井手町水道事業会計予算、議案第 25 号、令和 8 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第 28 号、令和 8 年度井手町下水道事業会計予算、議案第 29 号、令和 8 年度井手町多賀財産区特別会計予算の 4 議案は、いずれも賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）　これで委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　反対討論を行います。

ただいま議題となっています議案第 22 号から第 29 号の 8 議案のうち、議案第 22 号、井手町一般会計予算、第 23 号、井手町国民健康保険特別会計予算、第 26 号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、第 27 号、井手町介護保険特別会計予算の 4 議案に反対します。第 24 号、井手町水道事業会計予算、第 25 号、井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、第 28 号、井手町下水道事業会計予算、第 29 号、井手町多賀財産区特別会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

物価高で日々の暮らしが大変です。井手町で暮らす住民の命、健康、暮らしをどう守るのか、井手町政に問われています。子どもも高齢者も、誰もが大切にされるまちづくりが今ほど求められているときはありません。日本共産党は、住民の皆さんとの対話やアンケートなどを通じ、住民の皆さんが町政に何を求めているのか、日々の生活で何に困っておられるのか伺ってまいりました。住民が主人公、子どもも高齢者も誰もが大切にされるまちづくりの視点に立ち、反対討論を行います。

一般会計予算については、1 点目に、誰もが使える町内公共交通の実現を求めます。府内 26 市町村の中で、誰でも使えるコミュニティバスなどがな

いのは井手町だけです。他の自治体では、厳しい財政状況の中でも住民の移動手段を守っています。若い世代や子どもも乗れる駅と役場、図書館やスーパー、各地区を結ぶ交通機関が必要です。町内を自由に移動できる手段を持たない高齢者や子どもにとっては、今の井手町は決して利便性の高い町とは言えません。

また、65歳以上の高齢者のための乗合タクシーIDECAは、登録者の2割しか利用されていません。登録はしたけれど、自分のニーズに合わないために利用されない方がたくさんおられます。当日でも予約ができるように、せめて隣町の病院にも行きたいなどの要望に応え、利用しやすく、便利にする必要があります。

2点目に、防災無線の屋外スピーカーは何を言っているのかよく分からないとの苦情があります。災害時にきちんと情報が伝わるよう、各戸に個別の受信機を備えれば安心です。まずは土砂災害警戒区域と独り暮らしの高齢者宅に設置を求めます。

井手町と同じように南山城大水害の被害を受けた南山城村、和束町、笠置町では、全戸に戸別受信機が設置されています。災害時の各避難所における生活環境の向上を図る目的として整備した防災機材を各避難所へ配備できるよう、2か所に防災倉庫を整備する予算が計上されています。避難所の生活環境の向上を図るための防災機材を整備することは当然ですが、事前に避難所となる施設に配備しておく方が合理的と考えます。食料、飲料水、毛布などは避難所への一定数量の事前備蓄を予算化すべきです。

3点目に、PFASの問題です。各自治体が対策に力を入れています。しかし、井手町のPFASに対する認識は甘いと言わなければなりません。もっと危機感を持ち、積極的にPFASの問題に対処すべきです。井手町の住民が飲む水道水の三つの水源地全てから、国の暫定目標値より下回っているとはいえ、最高20ナノグラム／リットルのPFASが検出されています。20ナノグラム／リットルという値は、アメリカの基準では飲んではいけない数値です。

さらに、京都府がこれまでに検査した町内6か所の井戸水から暫定目標値を超えるPFASが検出されています。地下水は水道水だけでなく、農業にも利用されています。また、町内には地下水を利用している企業もあります。町内の地下水にもPFAS汚染が広がっているという状況に対して、危機感

を持つべきです。

地下水の次に調べる必要があるのは、町内を流れる河川の水です。京田辺市では、河川の水質検査を行っています。河川のP F A Sを調べることなしに、町民の命と健康を守ることはできません。町独自で河川のP F A S検査を予算化し、京都府とも連携しながら、汚染の原因箇所を明らかにするよう強く求めます。

国民健康保険特別会計では、2020年度以降連続黒字となり、積み上げられた基金は1億1,000万円となりました。2026年1月の国保加入世帯は916世帯であり、1世帯当たり11万円を超える基金があります。2026年度の国保税は、子ども・子育て支援金分365万円の引上げとなります。これだけの基金があれば、国保税の引上げは行わず、引下げができます。資産割が残っている自治体は井手町を入れ僅かになっています。資産割の税率の見直しを含め検討することを求めます。井手町国民健康保険税条例第26条では、その他特別の事情がある者に対して、国保税を減免できるとあります。これを即刻具体化し、前年より収入が激減した世帯に対する減免措置を行うよう求めます。

2026年4月から開始される子ども・子育て支援金を従来の国保税に上乗せして徴収することになりました。子育て支援は重要ですが、財源を国保など社会保険に求めるべきではありません。後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療の保険料率は、本年、2年ごとの見直しの年に当たり、均等割保険料が医療分で1人当たり3,250円値上げされて5万9,590円となるのに加えて、子ども・子育て支援金分が1,350円上乗せされ、合計で6万940円となります。所得割率は医療分で0.8ポイント引き下げられ、10.15%となるものの、子ども・子育て支援金分が0.25%上乗せされ、差引き10.4%となります。さらに、所得が少なく均等割だけ課税されている被保険者への7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象が拡大されることにより、低所得被保険者の比率が高い本町では、保険料が引き下がる例も生じます。

しかしながら、そもそも後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつけるという根本的な矛盾をはらんでいる上に、子育て支援金を75歳以上の高齢者の医療を確保するための保険料に上乗せするなどもつてのほかです。よっ

て本案に賛成することはできません。介護保険特別会計では、国の税制改正で本来なら引き下げられるはずの介護保険料を前年どおり支払わなければならない人がある予算であり、反対です。

議案第２２号、第２３号、第２６号、第２７号に反対、第２４号、第２５号、第２８号、第２９号に賛成します。

以上で討論を終わります。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

８番（谷田利一） ただいま議題となっております令和８年度井手町一般会計予算並びに特別会計等予算について、賛成の立場から討論いたします。

令和８年度の一般会計予算の総額は５２億８，１００万円で、「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の実現を目指すことを基本姿勢とし、六つの柱から成る基本政策に基づいた予算編成となっており、住民の生命、財産を守るために、空き家等への充実した対策や町の発展を目指すための国道２４号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路の整備、まちの未来を担う子どもたちに快適な教育環境を提供するための泉ヶ丘中学校空調設備の更新など、住民の暮らしを守るとともに、本町のよりよい未来をつくるための事業に重点を置いた予算配分をされています。

新年度予算案に計上されている事業に具体的に触れますと、まず総務関係では、本町が実施してきているきめ細やかな子育て支援施策を分かりやすく伝えるための「井手町子育てＬｉｆｅ Ｂｏｏｋ」の発行をはじめ、利用者の声を反映して実施する庁舎駐輪場増設や空き家等の取引に係る仲介手数料等の解体に対する補助、安心・安全で住みよい地域社会実現のための防犯カメラ設置や曇り止め加工がされたカーブミラーへの更新などが予算計上されています。

次に、民生関係では、子育て支援のさらなる充実を図るための子育て支援課の新設をはじめ、少子化の進行における保育政策等の在り方を検討するための「町立保育園のあり方検討会議」の設置や婚姻に伴う経済的負担を軽減するための井手町結婚新生活支援事業、社会福祉協議会が実施する高齢者福祉支援補助のほか、地域福祉計画などの各種計画策定及び改定や子どもの健やかな育ちと子育て世代を支援するための医療費助成など、高齢者、障がい

のある方に対する数々の充実した支援策と子育て世代に配慮した予算が計上されています。

また、衛生関係では、予防接種事業や健康増進事業をはじめ、不妊治療給付事業や二十歳からの健康づくり事業、安心して出産、子育てができる環境整備を行う妊婦のための支援給付事業や母子とその家庭が健やかな育児ができるよう、手厚い支援を行う産後ケア事業など、「いきいきと安心して暮らせる健康福祉のまちづくり」のための予算が計上されています。

次に、農林関係では、鹿やイノシシ、猿の駆除等や緊急銃猟などの熊対策を行う有害鳥獣駆除をはじめ、まちづくり団体と連携した放置竹林対策、片原山林道改良事業や森林整備事業など、「農業振興をはじめ、自然環境を守り育てるまちづくり」のための予算が計上されています。

次に、商工関係では、町内商店街の活性化を図るために商工会が実施されているいちょう百縁商店街事業への補助や観光振興を図るための交流施設等利用促進事業、観光情報などを分かりやすく発信するためのデジタル技術活用観光案内整備やまちづくり協働加工施設整備など、「活力のある産業振興をはじめ、観光・交流の促進などによる活気あふれるまちづくり」を行うための予算が計上されています。

次に、土木関係では、国道24号城陽井手木津川バイパスへの井手地区及び多賀地区におけるアクセス道路の整備をはじめ、下排水路の改修や町営住宅の屋根等の改修など、「計画的にインフラなどの環境整備を行い、地域住民の快適な暮らしを目指したまちづくり」のための予算が計上されています。

次に、消防関係では、京田辺市への事務委託のための常備消防委託をはじめ、防災資機材を機動的に各避難所へ配備するための防災倉庫整備など、「安心・安全なまちづくり」のための予算が計上されています。

最後に、教育関係では、快適な教育環境を提供するための泉ヶ丘中学校空調整備の更新をはじめ、コミュニティ・スクール導入準備委員会の設置やインクルーシブ教育推進事業、学校給食費支援事業など、子どもたちが伸び伸びと育つための予算が計上されています。

以上のように、本年度の予算案についても、妊娠、出産、子育ての段階に応じたきめ細やかで切れ目のない支援に努め、福祉や教育、環境、防災・減災対策、商工業の活性化や観光振興、人権啓発など複雑・多様化する住民ニーズに的確に応えながらも、各分野において新規事業にも積極的に取り組む

とともに、事業の継続性が十分に確保された予算編成であると見受けられます。

また、特別会計等につきましても、総額は３２億１，４０６万８，０００円で、医療、介護、高齢者福祉など、住民が安心して暮らせるための予算であり、上下水道においても、計画的に整備・更新を行うための予算であることがうかがえます。

以上、自主財源が乏しい中でも限られた財源を有効に活用し、社会情勢を鑑みながらも、「まちの主人公は住民」との認識の下、各種団体や住民の声に耳を傾け、町が抱える諸課題の解決に向けて、着実に利便性の向上と町の発展を目指すための予算編成であると高く評価いたします。

以上のことから、令和８年度に予定されている各種事業を適正に執行していただくよう要望し、令和８年度一般会計並びに特別会計等の予算に賛成いたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第２２号、令和８年度井手町一般会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第２２号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第２２号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第２３号、令和８年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第２３号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第２４号、令和８年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第２４号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、令和8年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号、令和8年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号、令和8年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号、令和8年度井手町下水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第29号、令和8年度井手町多賀財産区特別会計予算を採

決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第 29 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 16、発委第 1 号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

発委第 1 号について、提出委員長から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議会運営委員会委員長。

8 番（谷田利一） それでは、ただいま議題となっております発委第 1 号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

今 3 月定例会において井手町組織条例等が改正され、令和 8 年 4 月から役場組織が変更されるに伴い、現在設置している常任委員会の所管について整理を行うものであります。

それでは、発委第 1 号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

2 ページの井手町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

例規ページ数 105、第 2 条（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）の規定でありまして、第 1 号、総務文教常任委員会の所管中、「税務課」を「税住民課」に改め、第 2 号、産業厚生常任委員会の所管中、「住民福祉課」を削り、「高齢福祉課」を「福祉課」と改め、今回新たに「子育て支援課」を追加するものです。

それでは、1 ページにお戻りいただいて、附則として、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

以上であります。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発委第 1 号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定

の件を採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、発議第1号、非核三原則の堅持を求める意見書を議題とします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 小割直彦議員。

4番(小割直彦) 発議第1号、非核三原則の堅持を求める意見書を議会規則第14条第1項の規定により読み上げて提案させていただきます。

提出者、井手町議会議員、小割直彦。賛成者、井手町議会議員、田中保美。

非核三原則の堅持を求める意見書。

非核三原則は、国民の世論を受け、昭和42年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、昭和46年には衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が採択され、以降、非核三原則を国是とする国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持してきたところである。

80年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて、着実に努力を積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

井手町議会では、昭和63年3月に、「非核・平和都市宣言に関する決議」を可決し、「井手町は、非核三原則(作らず、持たず、持ち込まず)の完全な遵守を求める。」ことを宣言している。

しかしながら、近年では、国際情勢の緊張化をはじめ、世界の安全保障環境は不透明さを増している。

よって、国におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願うという国民の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員の皆様のご賛同よろしく申し上げます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発議第１号、非核三原則の堅持を求める意見書を採決します。

発委第１号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１８、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

ここで、令和８年３月井手町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は３月６日に招集され、本日までの１３日間にわたり、令和８年度井手町一般会計予算をはじめ提案された全ての案件を議了し、本日をもって閉会できますことは、これもひとえに議員各位と町長をはじめ、行政側のご協力によるものでございます。

議員各位にとりましては、井手町議会議員として就任されて以来、厳しい社会情勢の中、住民の負託に応えるべく、議員の資質向上と井手町の発展にご尽力いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

また、町長以下職員の皆さん方におかれましては、人口減少対策という喫緊の課題解決に向け、利便性の向上を図るためのＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業や国道２４号城陽井手木津川バイパスの整備促進といった大変重要な事業に積極的に取り組んでいただいておりますことは、「居心地よく、住んでみたい、住み続けたいまち」の実現に必ずやつながると大いに期待いたします。

さて、私ごとでございますが、令和５年９月に２３代目議長に就任させていただいて以来、今日まで議員各位と町長をはじめ、理事者の皆様方にご理

解とご協力を頂きましたことに、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

来る４月５日には、町議会議員選挙が執り行われます。再出馬を予定されている議員各位におかれましては、ぜひ健康にご留意いただき、住民の負託を得て、再び町議会議員としてこの議場で顔を合わすことができますよう、格段のご努力、ご健闘をお祈り申し上げる次第であります。

また、今期限りでご勇退されます議員におかれましては、今日まで市政の発展にご貢献いただきましたことに対し、深く敬意と感謝の意を表す次第であります。なお、今後はご自愛を頂きまして、立場が変わりましてもお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、町長をはじめ、理事者並びに職員各位におかれましては、今後ともご健勝で町政発展のため、格段のご尽力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

この際、町長から発言の申出がありますので、これを許します。

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 町議会も、特に緊急の案件のない限り本日をもって任期最終の議会となると思いますので、お礼を兼ねまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る３月６日から開会いたしました３月定例議会におきまして、議員各位には本会議並びに委員会を通じて慎重ご審議を頂き、令和８年度予算並びに関係案件を全て原案どおりご可決いただきましたことに、まずもって厚く御礼を申し上げます。

今回の予算につきましても、何分限られた財源に基づいた関係上、議員各位におかれましては、各般にわたって不十分な点もあるかと思いますが、今後、関係機関に対して働きかけ、また自主財源の確保に努めながら、適当な時期に、事情の許す限り追加補正の措置等を講じてまいりたいと考えておりますので、何とぞご承諾いただきたいと思います。

なお、本会議や委員会を通じて種々賜りました議員各位のご意見につきましては、今後、予算を執行するに当たり、また、新しい施策を講ずるに当たり、できる限り尊重しながら、ご要望やご意見に沿うべく努力する所存でありますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、任期中、幾多のご功績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫り、皆様と議場でお目にかかることも、本日をもって、おそらく今任

期は最後となるのではないかと考えております。今、この４年間の町政を振り返ってみますと、特に事業面では、大きく町の姿が変わった４年間でありました。

住民の皆様の生命と財産を守る防災の取組として、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図る新庁舎や新山吹ふれあいセンターの建設をはじめ、災害時において速やかな情報伝達、情報共有を図るための同報系防災行政無線を整備することができました。

また、まちの活性化の取組では、地域振興交流拠点施設であるテオテラスいでや誘致によるＪＲ山城多賀駅前の商業施設イデフルがオープンするとともに、先ほど議長の方からもお話ありましたけれども、これからのまちづくりの核となる国道２４号城陽井手木津川バイパスが大きく前進しただけではなく、ＪＲ奈良線の高速化・複線化事業も開業するなど、まちの活性化と賑わいの創出につながる事業が多くありました。

さらに、統合型ＧＩＳを活用した道路台帳や上下水道台帳等の各種台帳のデジタル化や各種のオンライン申請、保護者の利便性を向上させる保育アプリを各保育園に導入するなど、自治体ＤＸの推進にも取り組んでまいりました。

福祉や教育におきましても、これまでから実施している子育て支援医療費助成の満１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの完全無料化や保育園小・中学校の給食費の完全無償化など、全国トップクラスの子育て支援施策を継続するほか、新たに高齢者の移動手段の確保を図るための高齢者移動支援補助、本町への定住を促進するための奨学金返還支援、学校及び児童館の体育館への空調設置、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした切れ目のない支援を提供する子ども家庭センターの設置なども取り組んでまいりました。

一方、財政面では、決算状況でも明らかなように、基金残高や地方債残高をはじめ、財政の健全化を判断する実質公債費比率や財政構造の弾力性をはかる経常収支比率など、財政状況は府内市町村の中でもトップクラスの高水準となっております。

このように、多くの事業に取り組み、健全財政を維持してきておりますのも、国や京都府のご支援と議会や住民のご協力のおかげと心から感謝しているところでありまして、改めてお礼を申し上げます。

お聞きしたところによりますと、多くの方は引き続き町議会に立候補されるのでありますが、引き続き出馬される方々におかれましては、ご健闘を頂き、めでたく当選になり、再びこの議場でお目にかかれますよう心からお待ちを申し上げます。

また、この際、後進に道を譲られる方には、今後、町議会の議席を離れられましても、在任中と変わることなく、町政に対して何かとご指導、お力添えを賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

最後になりましたが、議員各位のご健康とご多幸、そしてますますのご活躍を心からお祈り申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

議長（奥田俊夫） お諮りします。以上、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和8年3月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時21分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 谷 田 健 治

署名議員 脇 本 尚 憲